



Title	ナチスの農業制度論
Author(s)	川村, 琢
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 7, 223-247
Issue Date	1939-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10670">https://hdl.handle.net/2115/10670</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_p223-247.pdf



# ナチスの農業制度論

川村 琢

ドイツ農業に對するナチスの政策の根本目標はタールハイムに從へば *Ackerbau* の農民の創設、維持のための種々なる對策にある様である。これはドイツ國民經濟の世界經濟からの獨立のため、即ち「食糧の獨立」及び國內市場の確保のために必要な基礎となるばかりでなく、更に社會均衡の上からもその必要が要求せられると云はれる。而もこの政策の目標は又自給の原則と傳統とが決定的役割を演じてゐるドイツ農民をば從來の自由主義的な營利を目的とする資本主義からの解放を意味すると云ふのである<sup>1)</sup>。この根本思想は直ちに彼の著書「農業政策」の各章を貫いて論ぜられてゐる所である。以下の小論はそのうちの第二章 *Agrarverfassung und Struktur der Landwirtschaft* の大要である。

ナチスの農業理論も理論として、一つにはナチスそのものゝもつ理論の農業部面へのアプライとして、他は歴史的に與へられた農業の現實の諸問題解決の理論として、従つて從來の歴史的に發展し來つた農業問題に關する諸理論の批判者として立ち現はるべきものなのである。ナチスの農業理論は本質的に從來の理論と如何に相違し、従つて現實の農業問題解決の對策は如何に異つて現はれるか、そして又從來の理論を如何に批判しうるか、この解答は農業制度と云ふ具體的問題に關して以下の所論に於て與へらるべきはずである。

1) これに關しては Thalheim; „Agrarpolitik“ Kap.1. „Grundlegung“ 及び Thalheim; „Die natürlichen und gesellschaftlichen Grundlagen der Wirtschaft“ Kap.7: „Volkswirtschaft als Einheit“ 參照

## 一、農業制度の形態及びその發展

僅かな保有地の差別をもつに過ぎない著しく自由な農民しか知らなかつたゲルマン民族の農業制度から、ヨーロッパの中世を經過するうちにグルンドヘルシャフト (Grundherrschaft) 即ち、グルンドヘルへの農民の法的な又社會的な從屬が發展した。全中世の生活の範圍内に於けるグルンドヘルシャフトの意義についてはこの叢書他の場所できわしくのべられてゐる<sup>1)</sup>。農業史上決定的に重大なのは、このグルンドヘルシャフトの組織が農業上の大經營と同じ意味でなかつたと云ふことである。この様なことは全く例外であつて、農奴 (der horige Bauer) も亦自由農民が以前にそうあつた様に、自身の土地で獨立の經營者のまゝであり、彼等のグルンドヘルに對する主要な義務は貢物 (Abgabe) の納付——しばしば現物の形で——であつた。

グルンドヘルシャフトが民族移動時代から自由主義の時代まで經過した法律上並びに事實上の諸變化を個々々に辿ることはこの場所では不可能である。けれども一つの事實は現在のドイツの農業制度に取つても尙決定的に重大となつたのである、即ち東部ドイツに於てはほぼ十六世紀以來農民とグルンドヘルとの關係は本質的にはこの地方を除いたこの國の他の部分に於けるとは異なる様になつたと云ふことである。ドイツのこの地方を除いた他の部分に於ては農民の隸屬關係が次第に消滅し結局殆んど地代支拂義務にのみ限定されたのであるが、東部地方に於ては「騎士領」はより大なる市場目あてに——第一には穀類であるが併し肉類、羊毛をも——生産する農業大經營として存続したのである。このことは、今や「地主」(Gutsbesitzer) や大農場主 (Grosslandwirt) となつたグルンドヘルに取つて、も早農民の納貢義務ではなくて農民の勞働提供の義務が重要であると云ふことになつた。農民の「手業や馬車を以てする賦役」や農民の家族の「僕婢奉公」によつて大土地所有が賄はれた。このことは勿論この地方外のドイツに於けるよりもはるかに大なる程度の農民の人格的隸屬を意味した、農民は「主業が農

1) それに對しては Heft 3; „Werden und wesen der modernen Wirtschaft“ ,Kap. 2; „Die europäische Wirtschaft im Mittelalter“ 參照

場労働者で、かたはら尙農民であるに過ぎない」(スカールワイト)。われ／＼はこの農業制度の形態を「グーツヘルシャフト」と規定する。

農業大經營の經濟的利益が大となればなる程グーツヘルシャフトの地域に於て、増々農民の土地自體を吸収し、大經營へ加へようとするグーツヘルの傾向が顯著になつた、即ち「農民の土地收奪」である。このことがどの程度に遂行され得たかは本質的には法律上の前提に依存した。偉大なるホーヘンツォレルンの國王は農民階級の價値を知つてゐたし、フリドリッヒ大王は農民の土地の收奪の禁令によつて、一七九四年以來、當時プロイセン王國に所屬せる地域に對し餘りにも過度なる農民階級の驅逐をば阻止したのであつた。併しかゝる農民保護の存在しなかつた所では、特に *Schweitsch* = *Vorpommern* や *Mecklenburg* に於ける様に、獨立の農民は殆んど完全に消滅したのであり、それ故こゝでは今日でも尙不健全な状態で、大土地所有が壓倒的であると云ふことが、先づ第一にこの歴史的事實に歸せらるべきものである。

十八世紀並びに十九世紀に於ける自由主義思想の勝利と共に古い「封建的な」農業制度の時代は終つてしまつた。都市の人口に對し「營業の自由」が新時代の魔法の言葉であつた如く、農村では農民の解放がそうであつた。二つの大きな課題が解決せられねばならなかつた、即ち農民は法律的に自由とならねばならず又農民は彼が經營する土地に、拘束されない所有權を獲得せねばならなかつた。この課題が如何なる形式で解決されたか、又この變革の過程は如何なる作用を持つたかは本質的にはドイツの個々の部分に於ける農業制度の種々なる形態に依存したのである。西北部、西部及び南部ドイツに於ては農民解放は本質的には法律上の性質の進行であつた、と云ふのはこゝではグーツヘルシャフトが實施されなかつたし又農業制度は小經營のまゝであつたからである。こゝでは農民解放は、かの歴史家ゲオルグ フリードリッヒ クナツプの云へる如くに、「必然的な、けれども控目な態度の靜寂な行政事務」に止つたのである。

東部ドイツに於ては全く異つてゐた。こゝでは「農民解放は經濟的な社會的な又政治的な革命のみを意味した」(スカールワイト)而も國家がそれを遂行する爲めに實行しなければならなかつた諸方策は西部や南部ドイツに於けるよりも遙かに深刻にこの地域の全生活に干渉したのである。プロイセンに對し農民解放は最初はプロイセンの國務大臣としての男爵カール・ホン・シュタイン<sup>1)</sup>の指導の下に、後に彼の後繼者 ハルデンベルヒ<sup>2)</sup>の指導の下に、一八〇七年から一八一六年までのシュタインハルデンベルヒの改革によつて遂行せられた、それ以前フリードリッヒ大王はすでに一七六三年にプロイセンの御料地の農民に對し「譜代の家臣たること」(Erbunterthanigkeit)即ち人格的隸屬を廢止したのであつた。たしかにグーツヘルンシャフトの地方では、農民解放によつてはじめて強力な獨立の農民階級が創造されたのであつたが、併し農民解放が遂行せられた方法は、特に土地を所有せる貴族の影響の下に出來上つた男爵ホン、シュタインの元來の計畫の改悪は、何と云つても悲しいことには東部に於ては將に農民階級の宿命的な衰微へと導いたのであつた。

このことは就中、譜代の家臣たることが一八〇七年十月九日の布告によつて賠償なしに廢止せられてしまつたのにグーツヘルンの「農民的な關係」の「調整」即ち農民に完全な所有權を認定することはグルンドヘルンに賠償することに對してのみ行はれたと云ふことに歸せらるべきものである。今や農民は原則として賠償の支拂に對し現金を自由に出來なかつたから、この支拂は主としてグーツヘルンに土地を讓渡することによらねばならなかつた、この讓渡は相續の出來る占有權をもつた農民の場合にはその土地の三分の一、其他の農民はその土地の半分と定められた。多くの場合にはこの程度の讓渡によつて完全に自給自足の耕作(Ackerbau)の性質が農民の農地から奪はれて農民は土地から移住することを強ひられた。加ふるに一八一六年には將に農民人口の經濟的に最も弱い部分がこの調整によつて排除され、農民解放と結び付いて以前の農民保護の規定が廢止された。この結果はシュタインハルデンベルヒの立法に續く十年間に東部ドイツに於ける大土地所有は農民階級の負擔で著しく擴大

1) Karl von Stein  
2) v. Hardenberg

され得たと云ふことであつた。一八五〇年に一八一六年の立法の多くの弊害が再び除去され而もこの解決を容易にするために地代銀行が設立せられた時には、事態はすでに餘りにもおそ過ぎた。農民解放によつて、それ以前からではなく、はじめて東部ドイツは今日われ<sup>レ</sup>が見る様に著しく大土地所有の地方になつてしまつたのである。農民解放と過去から傳はつた諸々の束縛の廢止とは自由な農業制度を導いた。自由なる農業改革の根本思想は土地に「最良の經營者のための道」を開くことであつた、それ故に、經營者は土地の上で最大の生産物を生産することが出來而も土地を最も收益ある様に經營することが出來たのである。一般經營と同様に農業も亦個人の收益活動や競争によつて調節せられ又最高の能率へと驅り立てらるべきものであつた。このことは制限なく讓渡され又負債を負はねばならない土地の「動員」を必要とした、然るに古い農業制度にとつては將に土地保有の恒久なることが特徴であつた。疑もなくこの自由な農業政策は第一に強力な技術的な又經濟的な農業生産に於ける進歩の道を一度切り開いたのであるが、併し他方間もなく、自由な經濟原則を農業の上に機械的に適用するに際し農業の特殊性と農業の生存力の特殊な前提とが認められなかつたことがわかつた。すでに心理的に、傳へられた生活形式や經營形式に於ける土地への結合や拘束によつて定められたヨーロッパの農民には、その巨大なダイナミックをもつ資本家的經濟組織に順應することは非常に困難であるに違ひなかつた。以前大農經營はそれに成功したのであるが、かくして自由なる經濟秩序に於ける農業の保護のないことは就中先づ第一に農民階級の存続の危険となつた、それに對して特に又独自の信用組織の缺除が負債を負ふ自由と結びついて一つの危険を意味したのである。十九世紀の全過程を通じて殆んど農民の所有地は特に東部ドイツに於ては大土地所有によつて驅逐せられたのであつて、國家の經濟政策が干渉へとむかふことは見られそうもなかつた。

自由な資本主義は農業に對し内國のみならず世界經濟的にも作用し始めた時には、即ち十九世紀の七十年代に於て海外諸國の穀物生産の擴大によつて（合衆國、カナダ、アルゼンチン、オーストラリヤ）又海外諸國の輸送

の改善とその費用の低下によつて海外諸國の穀物の競争がヨーロッパ市場に出現し、破滅的な價格の壓迫を惹起した時には農業政策の地位は尙一層重大となつた。今や特に大土地所有も亦脅されるのが見受けられたのであつて、この大土地所有は尙六十年代には自由貿易を目的としてゐた一問もなく決定的な農業保護主義の擁護者となつた。イギリスとは反對にドイツに於てはビスマルクが一八七九年に農業關稅を再び採用することによつて自由貿易の舵を保護關稅制度へ轉換せしめた、多くの他の諸國は、特にその經濟機構に於て今日に至るまではるかに強く農業的に止つてゐるフランスも亦これに従つた。それによつて農業の生存能力に對する基礎がドイツの限界内で確保せられた、即ちより以上の技術上の發展並びに人口の増加と増大する大衆の購買力とによる需要の擴大は、農業の一般的狀態が世界大戰勃發迄は不都合であるとは云ひ得られなかつた様に配備された。

それ故國家は農産物、特に穀物に對しては保護關稅によつて價格構成に干渉したけれども農業の所有機構や經營機構には世界大戰まで殆んど干渉しなかつた。勿論一八八五—六年以來プロイセンの東部諸州では「内國植民」を開始したが、それは國民政策的な目的によつて行はれたのであるが、その効果は比較的狭い限界に保たれてゐたのである。

世界大戰とその後の諸事件はドイツや世界の農業に於ても非常に深刻な變化を招來したのであつた。東部及び南部ヨーロッパに於ては所有制度が、一部は經營制度も眞に革命的な變革の方法によつて殆んど完全に變更せしめられた、「中部ヨーロッパ」の殆んどすべての國では、フィンランドからルーマニアに至るまで、急進的な農業改革者によつて大土地所有は完全に否定せられるか、或は強力に驅逐せられた、然るにソビエト同盟に於ては、農業に於ても大經營が優越すると云ふマルクスの教義の正當さを盲目的に信じてゐる權力者によつて正反對の試みが行はれた、「農業の集産化」従つて所謂農民固有の經營の原則上の除去これである。すでに今日ではこの試みの成就是著しく不確定であると云ひ得るであらう。東部及び南部ヨーロッパのみならず世界の他の多くの國々に

於ても——一部は經濟關係自體によつて、一部は國家の移住の方策の結果——農民の固有の經營が前進してゐる。大經營でなく、この農民の固有の經營が將來の最も重大なる農業の生産様式となるであらう。

## 二、土地所有權及び小作の本質

われ／＼は上述の如く農業の社會的意義が全國民の健全なる社會的建設の基礎であると云ふことに目標を認めたのであるが、そのことは農民が耕作する土地に完全なる所有權を有する農民階級についてのみ完全にあてはまるのである。われ／＼はすでに前節に於て、農民開放の問題はそれ故に農民を法律的に又人格的に自由にせしむると云ふことのみでなく、土地に對する所有權を農民に與へることに存すると云ふことを見た。農村人口の著しい部分が經濟的に從屬してゐる多くの大土地所有は、それ故に國民の社會的建設に不都合な影響を及ぼすに違ひない——これはこの大土地所有の管理が大經營の形式で行はれ、農業を營む人の壓倒的大部分が經濟的にも社會的にも從屬的である場合のみに限らず、しば／＼特に強度に大土地所有が小作の形式で小經營に分割され經濟的には獨立であるが社會的には從屬的な小作農によつて經營せらるゝ場合にも起るものである。大土地所有が巨大土地所有の形態であらはれた場合特に憂ふべき社會問題を生ずる。われ／＼は所有者だけによつては單一的な經營が、も早不可能である程廣大な土地の總體をこの様に理解してゐるのである。

土地所有と農業經營とが同一のものでないことは一般大衆はもとよりしばしばドイツの科學的文獻に於てさへ看過せられてゐる。農業經營數を數へた結果は常に土地所有の分配の統計として不注意に觀察せられてゐる、これ等はもとより同じものではない。もし土地所有の分配の實際の統計が與へられるならば——これは技術上の困難のために今まで尙行はれなかつた——大土地所有は全體として大經營よりもより強力に前進してゐることが示されるであらう。何故ならば大土地所有が小作の方法で小經營に分割せしめられる場合が小さい地片を集めて小作し

經濟上一單位の經營を創る反對の場合よりもはるかにしばしば行はれてゐるからである。更にこの缺點はドイツの諸關係の下で明かにせられる、けだし實際には農業の所有機構と經營機構とはドイツに於ては殆んど一致してゐるからである。一九二五年の農業經營數によれば農業に利用せらるゝ全土地面積の八八%が經營者の所有に屬し、一一%のみが小作地に屬してゐる、而も小作地は最少經營規模（五ヘクタールまで）に於て又大農經營に（一〇〇ヘクタール以上）に於て最も強く現はれてゐる。二ヘクタールまでの零細經營の總面積のうち小作地は三七・四%、二〇〇ヘクタール以上の經營の全面積のうち小作地は二四・八%である。之の兩者の場合に於て賃貸關係が全くその實際上の資格を定める。この賃貸關係は一方非農業的職業の特に工場労働者の資力の少い家族に副業的な農業を營む可能性を與へ、他方特に能力ある農業者に僅少の自己資本を以て獨立に大經營を營み、從つて一般に所有者だけであるよりも以上の収益を引き出しうる様な前提を作り出す。完全に自給自足の耕作の意味での典型的な農民經營はこれに反し、この場合あらゆる經驗上小作には常に特別な困難や危険と結び付いてゐるが、ドイツでは一般に獨立の所有權のある經營を意味してゐる。

このドイツライヒに於ける所有機構並びに經營機構の廣般な統一は就中次のことに、大土地所有が今日でも尙全土地面積の大部分に支配的であるドイツの諸地方に於ては、それ故メクレンベルグやホルボムメンを除いた東部及び北部ドイツに於ては小作制度が僅かしか知られてゐないと云ふことに基いてゐる。大部分の大土地所有は「騎士領」の形式で大經營として經營せられてゐる。西部西南部、南部ドイツはこれに反し東部ドイツに於て典型的な大經營は非常に少くより零細な賃貸關係が普通である。けれども此の地方ではそれに比例して大土地所有は非常に少いから、それによつて農業の全機構は本質的には影響せられない。

他の諸國に於てのこの關係は勿論しばしば完全に對立してゐる、即ち典型的な大土地所有國は著しく小經營的な農業機構を示してゐる——このことは、かゝる國では小作農が自作農<sup>1)</sup>にかはつてあらはれてゐることを意味する。

1) Eigentumsbauer

これは大ブリテンに取つて特に全く特徴的である。今日でもドイツの世襲農場法の意味での社會的に獨立な農民階級は全然知られてゐない。一九一九年には農業に利用せらるゝ土地面積の殆んど九十%が小作地であつた。南アメリカ、東亞、スペイン、合衆國に於ては小作は更に強力にあらはれてゐる、併ししばしば行はれてゐる見解と反對にフランスに於てもそうである。

農業の全機構の結果小作が避けられ得ない所では、健全なる農業政策は、小作條件をして小作農を出來るだけ安全にし従つて更にその社會的地位を自作農に近づかしめる方へと努力しなければならぬ。それ故相續小作が年期小作よりも、長期小作が短期小作よりもよりよいのである。土地の缺乏によつて條件付けられる大土地所有者の經濟的優越のために、小作農に對する諸條件は、戰前ロシアで見られた様に、その社會的地位がプロレタリアの地位と同じであるほど壓迫せらるべきものでもない。小作なるものは今日でも尙公の所有の、即ち國有の農地を經營するに特別な意義を有する。ドイツライヒの全國有地は約五十万ヘクタールになつてゐてそのうち約二十万ヘクタールはプロイセンに屬してゐる。この國有地が大農經營の形式で賃貸せられた限り自己資本の僅少な活動的農業者に大いに經濟的に向上する可能性を與へた、これ等の農業者はしばしば農業進歩の擔當者となつた。それ故國有地に於ける大經營を分割せしめようとすることは合目的ではあり得ないであらう、假令今日東部及び北部ドイツに存在する國有地の一部を確實にドイツ農民階級の新たな建設のために用ひられ得るとしても。

一般に戰後大土地所有の後退の明瞭な傾向が確定せられ、而もこれは就中多くの國々に於て種々なる形式で遂行せられた農業改革の結果である。特に「中央ヨーロッパ」の諸國に於ては、これ等は以前歴史的に大土地所有の地方に數へられねばならなかつたところのものであるが、農業改革のみならず實際上の農業革命も起つたことは共に本質的には大土地所有がしばしば國民の小數者の手中にあつたと云ふ事實に歸せられねばならぬ。これに反してソビエト同盟に於ては一九一七年の革命の結果として先づ第一に大土地所有と大農經營とが同様に消失

- 1) この關係に於ては1933年4月22日の小作人保護法が述べられねばならない、その目的は貸地人による小作關係の不法な告知に對し小作人を保護するのである。

し、最近純粹にマルクス主義的な思想行程の結果として農民的小經營のかはりに農民階級の協同組合的な結合へと進む道程で、國家的に指導せらるゝ大經營、一部は法外な程度の大經營（所謂「ソホーズ」）を行はんとする傾向にむかつてゐる。従つて獨立の農民のかはりに國家の勞働者階級があらはれる、國家は單に土地所有者であり雇傭者である。このことは將に獨立な、土に結びついた農民階級の維持を最上の目的とする國民社會主義の農業政策の根本目標に對立するものである。

### 三、農業上の相續權

農業に於ける所有地の大きさの分割は農業上の相續權の形態と密接な關係にある。分割相續制の進路は、即ち農場を相續權者達へ直接分與することの進路は世代から世代へと絶えざる土地所有者の分散を意味し、その結果は局困窮しそこで植物の如く生きる零細農となる。勿論例へばビュルテムベルグに於けるが如く零細土地所有へと分割相續することによつてその相續權者等は工業上の賃勞働へと向ふが、そのかたはら尙農業上の活動をそのまゝ營む様な場合は、このことから農業と工業との健全なる混合をも與へられ得る。けれどもかゝる可能性が與へられなかつた所では一般に絶えざる分割相續は農民階級の經濟的並びに社會的不安定に導くであらう。

十九世紀に開始された農業改革が以前の土地所有の諸條件を除去してしまつた後に於てもドイツの主要な諸地方では農民階級の健全なる精神がこの危險を自覺してゐたのである。即ちそれに相應せる非個人主義的な相續權がなかつたとしても、農民の相續の慣習が備へてゐたところのものは、農民の生活の基礎としての農場が個々の農民に對してのみならず農民の家族に對しそのまゝ縮少せず維持せられたと云ふことである。分割相續は南部チュウリンゲンに至るまで西部及び西南部ドイツの大部分に見出された。これに反し其他のドイツの諸地方では殆んど總括相續人の慣習が支配的である、この慣習は即ち習慣的に一人の相續人に農場が不分割のまゝ移行し、

その相続人が其他の相続権者に對し、即ち「讓步せる相続人」に對し金錢上の賠償の義務を負ふのである。併しこの際それによつて生じた負債は農場の力を越えてはならないと云ふ原則が存在してゐた。不分割相続への法律上の強制は一九三三年までドイツライヒには存在しなかつたが、個々の諸地方（ハンノーバー州では一八七四年以來）では所謂「間接的な總括相続権」が存在し、それによると所有権者の申出に基き特別な記録、所謂「農場登記簿」に記入せられた場合、農場が總括相続権に従つて相続せられるのである。更に直接的總括相続権或は法定總括相続権が存在する、それに従へば、不分割相続が被相続人によつて明白に遺言狀で除外せられなかつた場合不分割相続が行はれるのである。

國民社會主義國家は農民の不分割相続の慣習を法律的に基礎付けることによつて立派な一篇の法律とし、而もこれまで分割相続制が普通であつた諸地方へもこれを擴大したのである。

プロイセンでは「農民の世襲農場法<sup>1)</sup>」が一九三三年五月十五日に卒先して行はれた、併しこれは分割相続の慣習ある地方を除外し、原則的には讓步相続人の賠償の請求をも認めたのである。本質的には一九三三年十月一日に強行せられたライヒの世襲農場法<sup>2)</sup>が以前の權利狀態を一層強く變更せしめた。これによつて少くとも自給自足耕作の大きさ、多くても一二五ヘクタールの大きさのすべての農業上林業上の所有地は、これが一人の農民としての能力ある個人に屬してゐる場合、世襲農場として宣言せられた。併し農民としての能力があるとはドイツの國民たるもの、ドイツ血族或はそれと同一種族の者（それ故ユダヤ人や有色人種ではない）及び尊敬せらるべき者のみである。世襲農場の所有者のみが將來に於て尙「農民」たる敬稱を受くべきものである。この法律の中心點はすべての世襲農場が相続に際し分割せられずに一人の總括相続人に移ると云ふことにある。總括相続人の讓步せる相続人への賠償に對する義務は、も早存在しない、即ちこれ等相続人の權利はその農民の農場以外の財産に限定せられ、更に農場の力に相應する職業教育と嫁入仕度を受くる權利があり、負債なしに困窮してゐる場

- 1) Bauerliches Erbhofrecht
- 2) Reichserbhofgesetz

合には故郷を去ることを要求する権利をもつてゐる。この總括相続人の強力なる優遇は所有権の利用の自由に於ける強度の制限に對應するものである。即ち世襲農場は賣却することも、原則上負債を負ふことも許さるべきではない。すべての世襲農場は世襲農場登記簿に記入せられる、このことは區裁判所に設けられる總括相続人の判決によつて行はれる。この法律の精神はそれ故讓歩相続人への賠償による或は債務の引受けによる負擔から生じ得る各々の危険に對し農民の農場を全く安全にすることである。世襲農場は、も早自由なる處分權たる古い個人主義精神の「所有權」ではない、農民は確實に全國民の生活の擔當者となつた。各々の農民の土地所有を更に細分化することは不可能となつた。従つて世襲農場法は上述の如く農民の農業を資本家的市場經濟の關係から解放する所の新たな農業政策の決定的支柱の一つである。

世襲農場法と密接に結び付いてゐるわれ／＼の農業機構の變化によつてその解決を必要とする多くの問題が生ずるのであるが、この解決によつてこの法律の積極的な根本思想がその效力を發揮し得るのである。特にこれに屬するものに讓步せる相続人の社會的運命がある。彼等には分割相続によつて農民的な獨立性をうるものが將來不可能となつたから、ドイツの農民階級を内國植民によつて強力的に創設する様に促進することは世襲農場法の完成に取つて必要缺くべからざるものである。

戰前ドイツに於ては所有權と相続權とが農業上の土地所有に於て結び付いてゐるのは大土地所有の一部に對してのみ、所謂「世襲財產」(Fideikommiss)に對してのみであつた。これは唯一人の相続人に不分割のまゝ移行し、賣却も、一般的には債務も負ふことが許されないが、特別な前提の下に於てのみ債務を負ふことが許される制限せられた所有權の家族の財産であつた。これはその時の所有者の相続權のある後繼者のうち最年長者に移行した場合長子相続權 (Majorate) と云はれ、最年少者に移行した場合は末子相続權 (Minorate) と云はれた。この制度の精神はグルンドヘルの上層の人々に對し、「古い強固にせられた土地所有」の家族に對して、所有地を不

分割のまゝに維持することであつた、これによつてこれ等の人々には國家生活及び軍制に於ける高い地位の物質的基礎が確保せられる筈であつた。戰前存在してゐた世襲財産は併し結局決して古い貴族の所有地にあつたのではなくしばしば市民出の富裕になつた、又大土地所有者になつた個人の手中にあつたのである。國民經濟的に又社會的に世襲財産は大部分巨大土地所有の維持の爲めに役立つ限り、それ故主として批判せらるべき大土地所有の形式の爲めに役立つ限り危険なものであつた。唯森林の所有に於てのみそれに對し國民經濟的に重大であると云ふ論證がなされ得る。ワイマール憲法の一五五條によつて世襲財産の（法律上の）解消が定められ

たけれども、施行細則によればこれには長い時間がかゝると云ふことになるのである。ライヒ世襲農場法は、それが農民的土地所有にのみ關する限り、而も大土地所有のための所有と相続との強制的な前に見た様な結び付きに對しては僅の例外の場合にのみ許す限り、世襲財産の制度から根本的に區別せられるのである。

#### 四、農業に於ける大經營と小經營

農業經營統計を一瞥すればドイツ農業の經營規模の分割が如何に著しい多様性をもつてゐるかゞ見られる。工場労働者に農業的副業の基礎を興へる零細農から數千ヘクタールもある大經營に至るまですべての經營の規模が存在してゐる。統計は單に經營規模をば農業に利用される面積によつて區別してゐる。このことはライン上流の深谷に於ける農業利用面積一ヘクタールは東プロイセン或は中部山岳地方に於ける一ヘクタールとは全く異つた意味をもつ限り、不完全な像を興へ得るに過ぎない。一九二五年の經營數の算出によつて、ドイツ農業經營は上記の如き個々の大き

經營規模別	數	農業利用面積 ( <small>百万ヘクタール</small> )	農業利用全面積 への割合
零細經營 <sup>1)</sup>	3,027,431	1,588	6.2 VH
小農經營 <sup>2)</sup>	894,454	2,924	11.4 "
中農經營 <sup>3)</sup>	956,155	9,158	35.8 "
大農經營 <sup>4)</sup>	199,825	6,769	26.4 "
大經營 <sup>5)</sup>	18,668	5,159	20.2 "

- 1) Zwerg : u. Parzellenbetriebe (0.05—2ha)
- 2) Kleinbäuerliche Betriebe (2—5)
- 3) Mittelbäuerliche Betriebe (5—20)
- 4) Grossbäuerliche Betriebe (20—100ha)
- 5) Grossbetriebe (100ha以上)

さの部類に分けられる。

農業に於ける合理的な經營面積を示すものは大經營か小經營かと云ふ問題は長い間はげしく論争された。純粹に經濟的な觀察の方法からは今日では大經營も小經營も單獨では絶對的な優位を主張出來ず、この關係はかへつてこゝでは生産部門の特殊性により自然的な前提により特に土壤の形成に従つて相違のあることはも早疑ひ得ない所である。大經營の絶對的優位は勿論穀物の栽培にあり、特に大なる同質の地表が主として機械的補助手段で以て經營せられうる場合である。最近の穀物栽培の生産技術に鑑み、それについては更に後に論及されるが、これ等の諸前提が實現せられてゐる所ではそれ故今世紀に於て實際「穀物工場」<sup>1)</sup>とも云はるべき經營が發達した。この經營は非常に大なる地積を非常に少い人間で、併し機械の形態に於ける資本の高度な投下で以て經營するのである。われ／＼はかゝる經營を今日特に海外の農業國及びソビエト同盟に見出す。勿論第一に非常な廣範圍の Riesengüter のみを造つたロシアに於ける經驗は正しく、こゝでも大經營の利益が單に一定限度までには達することを示すが、その限度を越える場合には、例へば經營内部の運送費が大經營の利益をも早與へない程に大なることを示す。併しかゝる純粹に機械的に經營せらるゝ大經營も、一般には平坦な土地が完全に均一な經營を許す所でのみ經濟的に優越することが出来る。これ等の前提の與へられなかつた例へばドイツの中部山岳地方では大經營は穀物栽培に對してさへもしば／＼合理的な經營様式ではない。

穀物栽培に於けるが如き生産の均一性が存在せず又自然的前提のために機械の補助手段の協力が狭い範圍に限られねばならない様なすべての農業生産部門に於ては、これに反して農民的經營に止り、而も大農的或は中農的、小農的な經營がそれぞれに應じて合理的經營規模となる。このことは特に畜産、蔬菜栽培、果樹栽培にあてはまる。こゝでは作業の集約なることやその細心さが決定的意義を有してゐるので、一般に賃銀労働者の労働は直接収益に利害ある農民家族の労働より効果が少いのである。たしかに例へば畜産に於て大經營が特別に合理的な設

1) Getreidefabrik

備によつて優越することは可能である。併し平均してこゝでは大經營は農民の特殊經營と競争することは出来ない。このすぐあとで（第四章参照）示される如くに今や最近十年の消費の變化は全農業生産内に於ける穀物栽培の相對的意義を押し縮め増々高級品の生産に好都合になつたから、今日農業發展の全體的傾向は疑もなく大經營ではなく農民の特殊經營に好都合となつた。

國民經濟的に觀察するならば個々の農業經營規模の利益は次の事實を顧慮せずには止るべきではない即ち小農經營の特殊性は同じ地積の上で大經營に於けるよりも平均して大なる勞働を消費すること、それ故にそこから農業のより大なる「人口収容力」が生ずること、即ち農民經營の壓倒的な地方は大經營の地方より大なる人口密度を有することこれである。併し一層大なる人口密度は又それで全經濟の健全な機構に對する諸前提を形成する、蓋しこの大なる人口密度は、買手の數を一層大ならしめることによつて自己の工業生産に對するより好都合な立地關係を、就中消費財工業の地方に創出するからである。それが如何なる意義を有するかは今日特に明瞭に東部ドイツの經濟的運命について見られるのである。これまで「東部救済」の手段では不完全にしか行はれ得なかつたところの東部ドイツの繼續的な經濟的困窮は決して不幸な自然的前提にのみ歸せらるべきではなく、むしろ本質的にはオストマルクの壓倒的な大經營の農業制度が強度の人口集密化を許さず、それ故その結果として工業生産の立地的關係が悪しく而もこの地方の經濟機構が餘りにも農業一方に止つてゐたことに基く。それに反し農民の移住によつてオストマルクに於ける人口が集密化すれば土着の工業生産に對するより大なる販賣可能性が作り出され、而もこの仕事に従事する人達は其後その方で更に農業生産物に對する買手となる、それ故この方法でこれまでオストマルクの農業生産の不幸な「市場の遠隔」は少くとも一部分克服せられ得るのである。

他方大農經營の本質的な又不可缺な長所は、一般によく指導された大經營が模範經營として農業生産方法の「進歩の擔當者」となつてゐたと云ふことにある、と云ふのはすでに、この經營の指揮者は一般に農民經營の指揮

者の場合よりもよりよき職業教育を受け得ると云ふ理由からである。疑もなくこの點に於て今日尙存在してゐる差別は農民の職業教育の強い奨勵によつて少くとも一部は取り除かれる。併しそれにもかゝらず農業進歩の擔當者としての大農經營の役割をば含蓄ある國民經濟政策は放棄することが出来ぬであらう。

それ故に各々の經營規模の農業生産には各々特別な意義があり、各個の規模の終局的利益については今やそれが大經營であつても或は農民的小經營であつても問題になり得ないことがわかる。農業政策に取つてこの事實から生ずる問題は、それ故に農業生産の國民經濟的問題解決を保證する様な經營規模の混合を誘致することである。特にドイツ農業政策に取つて最も重大な問題は前に見た如く第一に自然の前提によつて條件付けられずむしろ東部ドイツの農業制度の歴史的發達の特殊性に歸せらるべきオストマルクの大部分に於ける農業の大經營の一方的な優位を除去することである。

## 五、農業移住

廣義の移住としてわれ／＼は國民と土地との密接なる結合を目的とする諸方策の全體を指す。大都市を緩和する目的での *Wohnsiedlung* や、非農業的の生産部門に従事する人口を一部農業生産者とし、従つて高められたる生活の安定を作り出す *Nebenerwerbsiedlung* についてはこの事情の下では問題となる筈はない。われ／＼はこの、でその目的をば與へられた經濟的空間内に農民の特殊經營の數を増しその經營の意義を強める農業移住に限定する。かゝる種類の移住は、ドイツの經濟的構成の根本的轉換を目的とし而も國內市場を強化することによつてドイツの世界經濟的依存性を減少せしめようとする方策の下では最も重大なものであることが誇張なしに云はれるであらう。このことはこれまで使用せられぬ土地を農業生産に役立つ様にすることによつて、例へば沼澤地や荒蕪地の開拓によつて或は堤防を築くことによつて可能となるが、又農業大經營の過度に支配的な地方に於て農

民的な特殊經營へ大經營（特に粗放的に經營せらるゝ様な）を分割することによつても達せられる。兩者の方法が今日ドイツに於て見出される。利用出來ぬ土地の開拓にとつては（それに對し一般にしばしば移住に對し用ひらるゝ記號「内國植民」があてはまる）第一に今日でも特にドイツの西北部に見出される大きな沼澤地が適してゐる、然るに大經營の分割は主として東北部及び東部ドイツに行はなければならない。

われわれは農業移住の種々な形態を區別することが出来る。はるかに重大な移住は移住者に完全なる自給自足耕作を保證する農民經營を創設する *Vollsetzung* である。かゝる種類の移住はそれ故國民社會主義國家によつて「ドイツ農民階級の新たな形成」であると云はれる。

第二の形式は零細經營をば、隣接せる大土地所有の一部を附加することによつて獨立の自給自足耕作の出来る地位に引き上げる *Anliegersiedlung* である。

第三の形式は *Landarbeitsiedlung* である、これは農業労働者を完全な農民にするのではなくて、自己の土地で彼等により一層土地への定住性を創設せんとするものである。最後に特殊な形式として *gartnerische Siedlung* もあげらるべきである、これは園藝生産の特殊性に應じて農民の *Vollsetzung* より本質的により少さく土地面積に限られ得るが、それに對しては充分に販賣市場の近いことが特別な意義をもつ。

農業の歴史に於て眞に國民と土地との關係の徹底的に新たな秩序が決定的な社會問題となつたのは一度に止まらなかつた、特に農民の移住が現存の土地所有の分配及び經營規模の分配の變更を意味した場合そうであつた。かくの如くわれわれは例へば古代の没落の決定的原因が獨立の土地に根をおろした農民階級の減少の中にあると誇張なしに云ひ得るのである。ドイツに於ては古くは特に偉大なるホーヘンチオルレンの諸侯が、就中フリードリッヒ大王が非常に活潑なる内國植民の活動を行つた。シュモラーによればホーヘンチオルレンの國家に於て三十年戰爭からシュタインハルデンベルヒの農業改革までに四萬の大農と十萬の小農と水呑百姓とが總計六十萬

1) Häusler

から七十萬ヘクタールまでの面積に移住せしめられた。其後すでに前述せる如く土地改革はドイツの東部及び東北部に於て大土地所有により農民階級の強力なる後退を生ぜしめたが、自由主義經濟時代に於ける國家はこの不幸な發展に對抗しようとしなかつた。このことから少なくとも十九世紀に於ける強力な集團移民が説明せらるべきである。

前世紀の八十年代の終りに於てはじめて國家は内國植民の問題に興味を感じはじめた、而も第一に西プロイセン及びポーゼンに於て出生率の多いポーランド人に對抗する爲めの國民政策的理由から生じたのが壓倒的であつた。この國民政策的に指導せられた東プロイセンの移住活動は一八八六年に西プロイセンやポーゼン州に於けるドイツの植民促進に關する法律で以て始まつた。指導機關はポーゼンに根據をもつ西プロイセンやポーゼンに對する王立移住委員會であつた。移住者の所有權の新たな形式として無償還の地代農場が設定せられた、それで以て第一に自由主義に對應する自由なる土地の移轉の可能性に對し保護壁が創られたのである。

一九一八年以來移住活動は社會政策的な考慮の下に、特に歸郷兵の世話に關して新たな動機を見出した。ドイツ農業政策の古い指導者マックス・ゼーリングの決定的協力の下に作られた一九一九年七月十一日の聯邦移住土着法によつてはじめて全國に對する單一な調整が行はれた。内國植民の担当者はそれに從つて公益的な移住企業となつた。移住地を創設する爲めに可能な一連の法律があらかじめ規定された。かくて國有地は小作契約の満期に際し公益的な移住協會に購買されるために提供せらるべきであつた。この會社は更に二五ヘクタール以上のすべての土地に對して法律的に先買權を得て居り、又經營されない或は單に原始的に利用される荒蕪地や沼澤地を賠償によつて收用する權利を得た。結局農業利用面積の一〇%以上の大經營が支配的なあらゆる地方に於て大經營の割合を約 $\frac{1}{3}$ に例へば一〇%の限度まで減少する様に努めらるべきであつた。この目的の爲めに大經營の所有者は土地供給同盟に結合せられ、その同盟には公益的な移住企業の要求に適合する移住地を創設する問題が課

	1928	1929	1930	1931	1932	1933
新移住者階級の全數	4,253	5,543	7,441	9,238	8,877	4,571
新移住者階級の全面積 (ヘクタール)	6,0616	6,1213	79,833	101,222	9,9980	55,139
所有地へ土地を追加せる數 Anliegersiedlungの全數	5,552	6,592	7,378	11,865	10,536	9,588
土地追加の全面積 (ヘクタール)	6,816	10,531	15,862	24,699	19,038	18,038

された。

この法律によつて基礎付けられた廣汎な可能性や優勢な移住觀念もその實踐上の効果を伴はなかつた。農民の移住を實際大規模に遂行することに對する阻害は大土地所有者の消極的な反對に、官僚的な妨害に特に國家とプロイセン間の對立に横たはつてゐた、結局長い間には資金の缺乏と過度に費用のかさむ移住方法とにあつたのである。ゼーリングが一九一九年にこの任務は年に一萬の完全な農民の地位を創設することであることを示したのであるが、一九一九年から一九二八年に至るまで全體として僅かに二萬六千三百四十三の農村移住が（全面積約二十六萬ヘクタールを有する）創設されたに過ぎなかつた。そのうち二八・五％は Wohnsiedlung で一六・六％が労働者及び手工業者の階級、八・一％が小農及び園藝家の階級で、わずかに四六・八％のみが五ヘクタール以上の土地面積を有する獨立の自給自足の耕作者に過ぎなかつた。加ふるに Anliegersiedlung に於て約十九萬二千の土地追加が約十八萬二千ヘクタールあつた。一九二八年以來初めて上表に示す如く移住の速度が速になつたのである。

先づ第一に農民政策である所の國民社會主義の農業政策の本質には、移住なるものの決定的な助成が相應するのである。而もライヒの農民指導者であり、食糧大臣であるワルター・ダレは、ドイツ農民階級の再生として移住に與へた決定的意義をすでに再三指摘したのである。特に彼が新たな移住事業の問題として示したものは、東部ドイツに於て農民階級が偉大なる農業改革に續いた十年間に蒙つた損害を

1) R. Walter Darré

減退せしめんとすることであつた。ダレの就任の後直ちにドイツ農民階級の再生に關する一九三三年六月十四日の法律によつて農村移住は終極的な國家の課題であると宣言せられた。ダレの計畫は特に移住事業と大土地所有の賠償との結合へとむけられ、大土地所有は移住の目的のために土地を讓渡することによつて負債のない生存能力のある殘餘の所有地を維持しうべき筈である。それ故、も早自由に處分するに足る土地がないので、これまでの農業の賠償の形式によつては差當り先づ移住事業が強く阻害されたのであるが、將來のために國民社會主義の國家による移住の決定的な助成が企てられなければならない。

ドイツ國民の生命とその將來性とに對する移住事業の意義は純粹に經濟的な考慮の範圍を越えてゐる。古い制度たる世界經濟の崩壞の眞只中に健全なる國民經濟を最もよく運轉する能力のある基礎としての國內市場の強化と「再農業化」<sup>1)</sup>とが必要であるとすれば、それに對しては移住の方法による農民人口の集密化以外に適當な方法は無い。移住の經濟的目的はそれ故第一に農業生産の増大に、従つてドイツ國民の強力なる生活手段の自給、外國からの「食糧の獨立」<sup>2)</sup>にある、その場合特に高級な農民の移住は、例へば酪農生産物、卵、蔬菜、果實に於ける様なこれまで尙非常に多く輸入の必要があつた様な生活手段の増産を保證することが出来る。更に移住に對する純經濟的理由は移住人口の増大する購買力のうちに輸出の衰微のために減少した工業生産物の販賣の可能性に對する代償を創出せんとする思想である。

更に農民階級の再生はわが國民の健全なる社會建設に對して直接に重大なる意義をもつ經濟的並びに社會的に獨立せる階級を強化することである。經濟の従つて又國民政策上のドイツ東部の運命に對しては移住は特に重大である。人口の集密化なしには、東部プロイセンに對するコッホプランと同様、此の地方に於ける工業生産の強化を計る諸計畫の實現は遂行せられ得ない。而もかゝる集密化はこの地方の繼承せる農業制度の改造に於てのみ可能となるのである。併し結局、國民社會主義は正しく健全なる生存力ある農民階級の國民生理學的意義を明確

1) Reagrarisierung  
2) Nahrungsfreiheit

にその行動の中心においたのである。

それ故わが國民の將來に對し移住程度義深い經濟政策乃至社會政策の部門は僅かしかないと誇張なしに云ひ得る。併し他方われは移住から餘り多くを期待すべきではない。特に今や失業工業労働者の大群を大都市や工場區域から引き出して農民移住者として東部地方へ植民せしめ得ようなど云ふ考は全くの邪道である。かゝる方策は最も堪へ難き失望へと導くであらう。農民の *Vollstndung* の目的は農村の過剰人口の大部分を農業に保持し、従つて離村特に東部地方からの離村を制止することではなければならない。唯この課題のみが次の十年間に、これまでの移住の方策の本質的な強化を必要とする程大切な課題なのである。これはライヒの世襲農場法による分割相續制の阻止によつて特別な意義を得るのであつて、蓋し總括相續者でない農民の二三男に對しては新たに開拓せらるべき沼澤地或は荒蕪地もしくは分割せらるべき大經營に移住することのみが農民的に生存する可能性を與へるからである。

## 六、農業團體及びライヒの食糧團體

一九三三年に至るまでドイツの農業團體は著しく多様な形象を呈し、この組織狀態の多様なることによつて農業の壓力が阻害され、それ等の不必要な財政上の負擔を農民が負はされてゐたことは疑がない。

われは農業の團體の本質に於て四つの主要なグループを區別することが出来る。最も古いグループは私的團體であつて、最も相違ある特徴をもちながら農業上の職業團體の全體の進歩を計つたのである。これに屬するものに、特に至る所存在してゐる、一部はすでに十八世紀に成立した農業及び農民の同盟があつた。これは一八七二年に創設された「ドイツ農業評議會」で以て全國に對する上部團體をもつことになり、後にこれは自由意思の結合に基く全ドイツ農業會議の一つの中心となつた。このグループには一八八五年に有名なる技師であり著

述家であるマックス・エート<sup>1)</sup>によつてイギリスの手本に従ひ成立した「ドイツ農事協會」(D.L.G.)も數へられた。それは特にドイツ農業の生産技術上の促進のために、例へばかの規則的な大きな移動博覽會によつて非常に役立つたのである。

第二のグループは公法上の職業代表であつた。プロイセンに於てはそれは一八九七年に「農業會議」の名の下に誕生した、其他の主要なドイツの諸邦に於ても同様な代表が存在した。バイエルンでは世界大戰後はじめて「農民會議」の名の下に成立したのである。

第三の主要なグループには主要なる農業政治團體が屬する、その際そこでは大土地所有か或は農民階級かのいづれかより指導的であるかに従つて異なる方針が區別せらるべきものであらう。第一のグループに屬するものに就中一八九三年に設立せられた「地主聯盟」がある、その政策は戰後「ライヒ土地聯盟」によつて引きつがれた。この大きな團體に於て農民的な經營と大經營とが結合したのであるが、大土地所有による指導が強くあらはれた、然るに(カトリックの諸地方に主にあらはれた)「ドイツ農民同盟」「ドイツ農民」及び「バイエルン農民聯盟」は主として農民的特質を示した。

第四の個々の農民經營にとつて經濟的に最も重大な組織の形式は農業協同組合であつた。それについては特別な節に於てはしく論ぜられるであらう。

この多様性と又しばしば農民團體相互の對立とのうちに今やライヒの食糧團體の設立によつて完全な變革が行はれた。これではじめて現實的な法律上認められた一大經濟部門の職業團體的な組織が創設せられたのである。而も亦ライヒの食糧團體の設立のうちにわれわれは實際職業團體の制度上の二つの基本思想を見る。即ち一職業部門に於けるあらゆる生産的活動をその社會的地位を顧慮することなく結合すること、及び共益の精神の下に於ける經濟的自治これである。(このために、この叢書の第二冊、タールハイム「經濟の自然的並びに社會的基

礎」六頁及び七頁をも見よ）この場合最も重大なる法律上の基礎を形成するものは一九三三年九月十三日の「ライヒ食糧團體の暫定的設立及び農産物に對する市場並びに價格調整の爲めの方策に關する法律」と一九三三年十二月八日及び一九三四年の二月十六日のライヒ食糧團體の暫定的設立に關する三つの指令である。それによればライヒ食糧團體はドイツ農民階級の代表であり、農業協同組合、農産物の國內取引（卸賣及び小賣）及び農産物の加工業者をも含めたドイツ農業の代表である。この團體のもつ課題は國民やライヒに對し、ドイツ國民の建設、維持及び強化のために活力ある支柱の責をはたす様にその所屬者を結合せしめることである。特にドイツ農民階級とその農業とを進歩せしめ、この團體に屬するもの、間の經濟的並びに社會的職務を調整し、彼の行ふ事業間に共同の利益に役立つ均衡を導入し、すべてライヒ食糧團體に關する問題に際しては特に専門家の意見と申合せの報告とによつて裁判所を援助する課題が存在する。この團體はその所屬者の階級の體面を監督する義務を負ふ。特に重大であるのは一九三三年九月十九日の法律の第二章によつてライヒ食糧大臣はライヒ食糧團體に或はそのグループの個々の團體に、全體經濟及び共同利益の重大性を顧慮して、必要と思はるゝ場合には農産物の生産、販賣、價格及び價格の騰貴を調整する全權を與へることが出來ると云ふことである。ライヒ食糧團體は農業上に活動する者、特に土地所有者、小作人、協同する家族、労働者、使用人及び農業經營職員、更に農業協同組合、ドイツライヒに於ける農産物の國內取引（卸賣も小賣も同様）或はその加工に従事するすべての人を包括してゐる。農業促進のための或はその利益を保護するための他の團體もライヒ食糧團體に分屬され得る。即ちこのことは全部の團體にも行はれ、かくて例へばドイツ農事協會も亦そうである。ライヒ食糧團體は更にドイツ農業評議會、プロイセンの主要農業會議及び公法上の農業職業代表の、從つて農業並びに農民會議の權利繼承者である。この區分に基く農業の概念は同様に非常に廣範なものであつて、土地の管理、植物生産物や動物生産物の獲得のための土地利用と結び付いた動物飼養をも包含し、特に農耕、牧場經營、林業、園藝、葡萄栽培、國內河

沼、海に於ける水産業、蜜蜂飼育、狩獵までをも包括してゐる。農産物の國內取引及びその加工をも含めることは市場や價格の調整を顧慮すると特別な意義をもつ。取引や加工に於けるライヒ食糧團體に分屬せしめられる經營の正確な限界は一九三四年の二月十六日の命令で與へられた。

ライヒ食糧團體の設立は國民社會主義の原則に相應じ指導者原理に従つて行はれた。この最上部にはライヒの國務大臣によつて任命せられるライヒ農民指導者がゐる、今日ではワルター・ダレと云ふ個人に於てライヒ農民指導者の官職とライヒ食糧大臣のそれとが一致してゐる。ライヒ農民指導者には全體の階級の指導に關するあらゆる問題を研究するために司令部が屬してゐる。助言者としてはライヒ農民評議會が附屬し、更にライヒ農民議會が準備せられてゐる。全體の職業團體の自治の Reichspitze としての Verwaltungssamt は農民自治の Reichsobmann の監督の下にあり、五つの主要な部類に分けられる。Reichsverwaltungsabteilung は團體の一般的問題及び全職業團體の一般の問題を研究し、特に財政状態、人的状態、更に統計新聞等を研究する。第一の主要な部類はライヒ食糧團體に於ける人間を保護し、彼の人間的な、精神的な又經濟政策的な促進を計る。それには就中以前自由主義的な經濟政策的な Verein や Verband について論ぜられた問題があてはまる。第二の主要な部類はドイツ農業を經營的な又物質的な方面から促進しようとするのであり、それにはドイツ農業會議及び以前の公法的な農業の職業代表が分屬してゐる。第三の主要部類は全農業協同組合（農業協同組合ライヒの聯合—ライフアイゼン）を包含し、第四の主要部類は農産物の國內取引及びその加工を含む。

ライヒ食糧團體は更らに下級團體へと地域的にランド農民指導者（Landesbauernführer）を上にも頂くランド農民團體（Landesbauernschaft）クライスの農民指導者を頂くクライス農民團體（Kreisbauernschaft）オルト農民指導者（Ortsbauernführer）を頂くオルト農民團體（Ortsbauernschaft）に分けられてゐる。地域的な下級所屬者は指導者原理に従つてライヒ農民指導者に從屬せしめられる。

それ故この場合ライヒ食糧團體に於てドイツ農業の完全に單一的な、明瞭に分岐せる團體が創設せられたのであつて、國家の經濟政策に職業團體の自治を完全に從屬せしめることを可能ならしめるのである、然るに過去に於ては國家の農業政策と農業團體の政策とは相互にしばし相對立した。このドイツ農業の職業團體的な再生は從來農産物の市場調整にとつて特別な意義を有したのであるが、それについては更に後にくはしく論ずるであらう。

〔終〕